

独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）の
中期目標の変更について

1. 位置付け

独立行政法人日本原子力研究開発機構法第25条において、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならないとされている^(※)ことから、意見を聴くもの。

2. 変更の内容・理由

(1) 変更の内容

独立行政法人整理合理化計画等を踏まえた、コンプライアンス・内部統制の強化に係る変更

(2) 変更の理由

日本原子力研究開発機構は、原子力基本法に明示される我が国の原子力研究開発の中核的な機関として着実な研究開発を安全の確保のもとに行うことを求められている。

現在時点までの活動については、安全は確保されてきたものの、原子力科学研究所の非管理区域における核燃料物質による汚染等の不適切な事例等の発生等、法人自らが運営に改善すべきとしている事象が発生していること、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日、閣議決定）において、日本原子力研究開発機構を含め、独立行政法人における一層のコンプライアンス・内部統制の強化を図ることが求められていることなど、安全確保及び法令遵守の徹底・強化を図るため、所要の変更を行うものである。

(※) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第二十五条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。